

3歳未満の子を 養育している皆さんへ



3歳未満の子を養育している方は、年金算定に用いる標準報酬月額について養育特例の適用を受けることができますので、制度の概要・申請方法等をご案内します。

養育特例とは？

3歳未満の子を養育する方は、生活環境の変化から、勤務時間の短縮や引越しによる通勤手当の減少等により標準報酬月額が低くなることが考えられます。将来年金額を算定する際には標準報酬月額を用いるため、この場合、年金額は減少してしまいます。

しかし、本人からの申し出により、子の養育前の標準報酬月額（従前標準報酬月額）で将来の年金額が算定され、年金額の減少を防止することができます。これを養育特例といいます。

養育特例の対象者

3歳未満の子（※1）を養育している組合員 注：“養育”は同居が条件です

夫婦で子を養育しており、ともに組合員または厚生年金被保険者で、かつ同居している場合は、夫婦2人とも対象になります。

※1 3歳未満の子の範囲は、法律上の親子関係にある子(実子および養子)に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子および養子縁組里親に委託されている子等です。

養育特例の対象期間

3歳未満の子を養育している期間

養育を開始した日の属する月から、養育を終了した日の翌日の属する月の前月まで

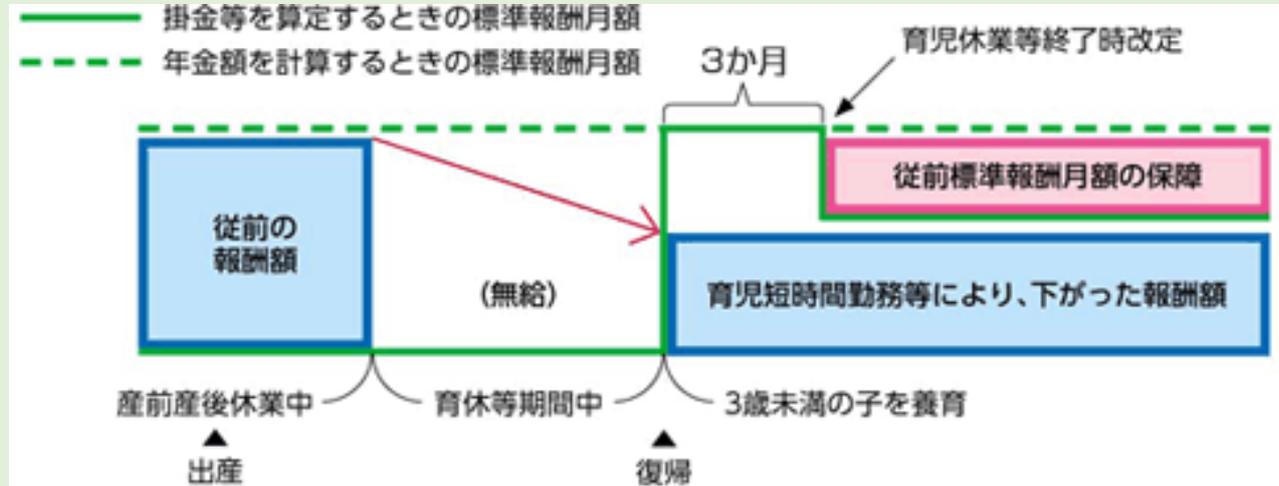
- ① 子の出生
- ② 子との養子縁組
- ③ 子との同居開始
- ④ 3歳未満の子を養育する方が新たに組合員資格を取得
- ⑤ 産前産後休業の終了(引き続き育休を開始する場合を除く)
- ⑥ 育児休業等の終了(引き続き産休を開始する場合を除く)

- ① 子の3歳到達
- ② 次の子(第2子等)の養育開始
- ③ 産前産後休業・育児休業等の開始
- ④ 子を養育しなくなった(子と別居・子の死亡)
- ⑤ 組合員の退職・死亡

※ 産前産後休業・育児休業にかかる掛金免除期間中は養育特例を受けることができません。

養育特例の事例

下図のように、子を養育することとなった日（出産）の属する月の前月の従前標準報酬月額に比べ、育児休業等終了後の短時間勤務等による標準報酬月額が下回っているため、養育を受ける申出をした場合、年金額の算定を行うときは従前標準報酬月額が適用されます。保険料は改定後の標準報酬月額で計算されます。



申出・届出方法について

養育特例の適用を受ける場合の申出

前頁・「養育特例の対象期間」の“養育を開始した日”に当てはまった場合、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」に次の書類を添えて、所属の共済事務担当者経由で共済係に提出してください。書類は同居を確認するために必要です。

★世帯全員の住民票 ※

(※扶養手当の申請で給与係、扶養認定の申請で共済係へ原本を提出した場合は写しで可)

養育特例の適用が終了した場合の届出

前頁・「養育特例の対象期間」の“養育を終了した日”に当てはまった場合、「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」を所属の共済事務担当者経由で共済係に提出してください。

ワンポイント

養育特例は本人が申し出をすることにより適用を受けることができますが、申出書提出月から2年以上前の期間については養育特例が適用されませんのでご注意ください。



／おねがい／

便宜上、同じ子にかかる「する旨」・「しない旨」を両方同時にご提出いただくようお願いいたします。“養育を終了した日”に当てはまった場合、共済係が日付等、必要箇所に追記いたします。記入方法は別添をご参照ください。